

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|------------------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 既存の1 の建築物を2 以上の工事に分けて増築等を行う 場合の全体計画に関する認定 |
| 根拠条例・規則等名 | | 建築基準法(昭和25年法律第201号) |
| 条 項 | | 第86条の8第1項 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場 合はその理 由) | 全体計画認定に係るガイドライン (平成17年6月1日国住指第667号) (平成20年4月17日国住指第225号) (令和元年6月24日国住指第654号) |
| | 設定等年月日 | 平成17年6月1日設定 令和元年6月24日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場 合はその理 由) | 60日 |
| | 設定等年月日 | 平成17年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |